

A photograph of a modern building facade with a large KPMG logo on the right side. The building has a curved glass section on the left and a grid of windows on the right. The sky is clear and blue.

KPMG

KPMG

cutting through complexity

KPMG FAS Newsletter

日本企業の不正に関する実態調査

2014年11月

日本企業の不正に関する実態調査

株式会社 KPMG FAS フォレンジック部門 ディレクター 藤田 大介

KPMG FASでは、日本企業における不正の実態把握を目的に、「日本企業の不正に関する実態調査」を行いました。本調査は今回で4回目の実施となります。今回は、前回までの調査に対し、不正発覚経路の最多が通報制度から業務処理統制によるものに変化しており、各企業が不正防止体制強化に注力してきた結果が表れたものとなりました。また、共謀による不正行為が約半数を占めていた点や、海外不正への対応はまだまだ管理体制強化の途上にある点など、今後、各企業が不正防止体制強化を継続するにあたり真に有効な不正防止対策とは何か、そのポイントを考えるためのヒントを含んだものとなりました。

(本調査は2006年、2008年、2010年にも実施しております。前回までは、全上場企業に対し、書面アンケートを送付し回答を得る方式を採用していましたが、今回は、開示対象となった不正の分析に焦点を絞ることを目的とし、各企業が開示した情報を集計し分析する方式を採用いたしました。)



ふじた だいすけ
藤田 大介
ディレクター

朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)にて、法定監査業務、財務デューデリジェンス業務、その他アドバイザー業務に従事。2003年、株式会社 KPMG FAS フォレンジック部門に異動、会計不正、資産の不正流用、情報漏えい等の不正調査業務、金融機関におけるマネーロンダリング防止体制構築支援業務、その他不正防止体制の構築支援など多数の不正関連支援業務に従事。主な著書として、「企業不正の調査実務」(共著、中央経済社)がある。公認会計士。

【ポイント】

- 調査対象期間における会計不正系、横領系の不正の開示件数は148事案(138社)であり、全上場企業の4%であった。
- 経営者が関与した不正は、全体の26%であった。
- 48%の不正が共謀により実行されていた。
- 前回までの調査結果では、不正発覚の契機として通報制度が最も多かったが、今回は業務処理統制が最も多いという結果になった。
- 海外拠点が関係している事案は全体の10%であった。なお、そのうち海外拠点内の業務処理統制により発覚したものはなかった。
- 不正発覚後、上場廃止となったのは9社であり、その全てが東証一部以外の上場企業における経営者不正であった。

I 実施概要

本調査の実施概要は以下のとおりです。

調査対象：株式会社東京証券取引所が運営する「適時開示情報閲覧サービス」に公表された適時開示情報のうち、会計不正系、横領系の不正事案

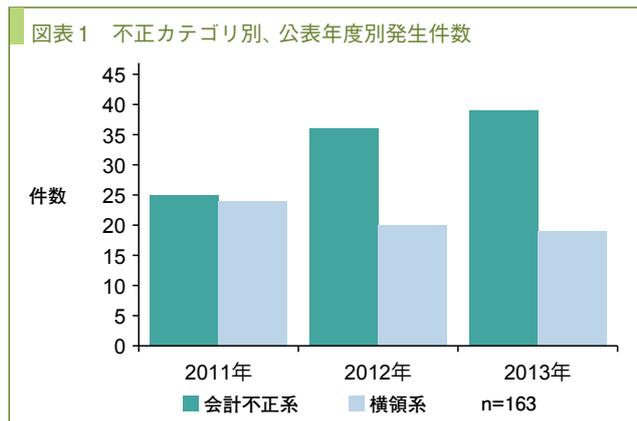
調査対象範囲：全上場企業

調査対象期間：2011年1月1日～2013年12月31日

Ⅱ 主な調査結果

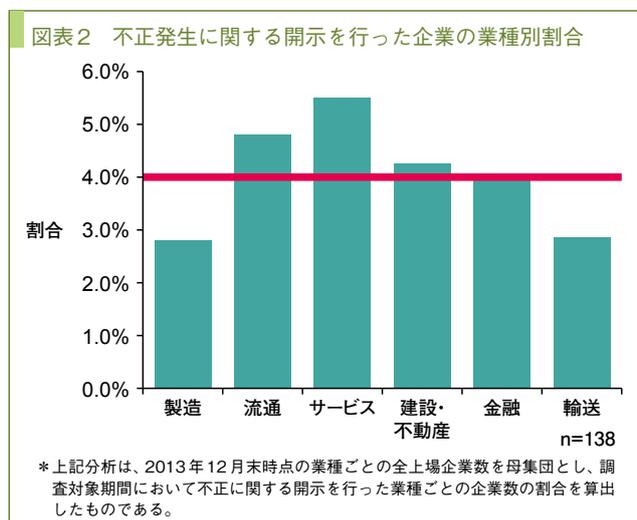
1. 発生した不正の概要

(1) 公表年度別発生件数



調査対象期間における開示件数は148件（138社）であり、これらの年度別公表件数は増加傾向にあるという結果となりました。会計不正系は、増加傾向を示していますが、これは従来は開示されなかった過年度を含む会計上の修正が、過年度遡及会計基準が適用されたことにより、過年度訂正として開示されている事例が増加しているといった要因があるものと推測されます。なお、本調査では過年度訂正としての開示は、その理由が誤謬か不正かの判断が困難であるため、会計不正系として集計しています。横領系は、減少傾向を示していますが、従来、発覚することが少なかったキックバック等の不正について、当局による反面調査等の活発化による摘発により、増加傾向にありました。

(2) 業種別分析



調査対象期間において、不正に関する開示を行った企業数は138社であり、2013年12月末時点における上場企業数の4%にあたります。

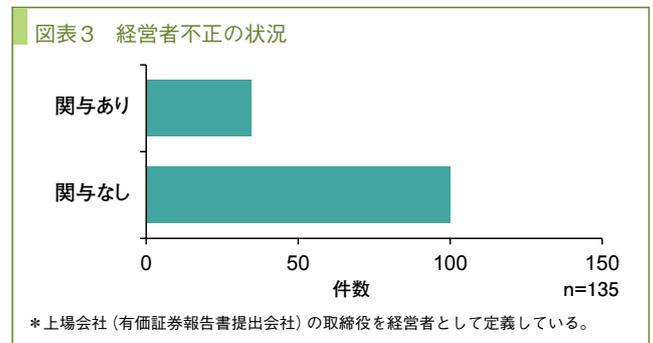
また、業種別には、「流通」、「サービス」において比較的高いという結果となりました。

「流通」では、「循環取引」、「売上関連の不正」、「原価付替」といった商品売買に関する不正が多く見られました。「サービス」には、サービス業、情報・通信業が含まれていますが、「売上関連の不正」に加え、企業買収や融資に関する不正事案が多く見られました。

2. 不正行為者からの分析

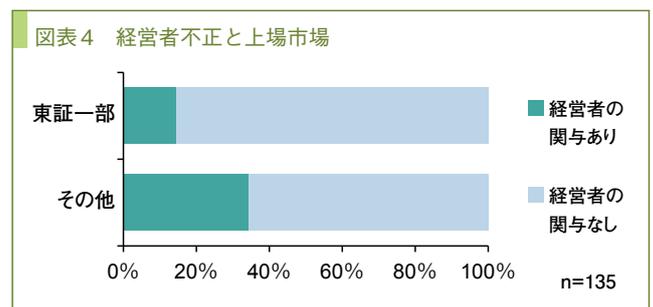
(1) 経営者の関与状況

① 経営者不正の状況



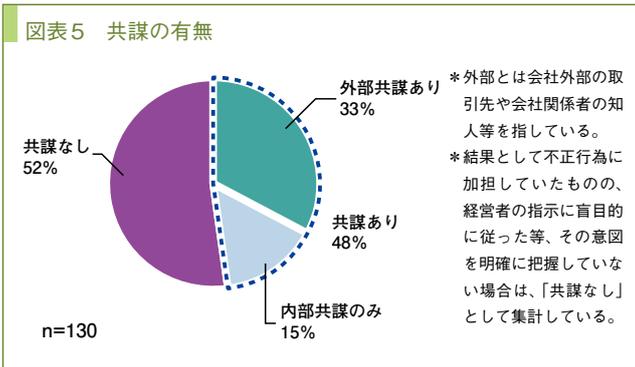
26%の不正では、経営者の主体的関与が確認されました。なお、その非上場関係会社の経営者が主体的に関与したものを含めると42%という結果になりました。経営者が不正に関与することは、会計不正系であれば、会社の業績を実態以上に大きく見せる行為、すなわち会社の所有者である株主に対し、自身の経営成果を虚偽に大きく見せる行為であり、横領系であれば、株主の意向を無視し、会社を私物化している行為といえます。調査対象の26%、すなわち4分の1が経営者不正でしたが、不正発生割合が上場市場全体の4%であることを考えると、上場企業の1%がこのような不誠実な経営者によりコントロールされた企業であるということであり、公正な市場という観点から、決して少なくない数字であると考えられます。

② 経営者不正と上場市場



経営者不正が発生する割合を市場別に分析すると、東証一部企業では、低いという結果になりました。東証一部企業は、相応の規模を有している企業が多く、役員間における役割分担や牽制が機能しているものと考えられるものの、いわゆる新興市場に上場する企業は、ガバナンスの観点でいまだ成長途上にある企業であることが多く、経営者不正を抑止する牽制機能が東証一部企業と比較して相対的に劣っているためであると思われます。

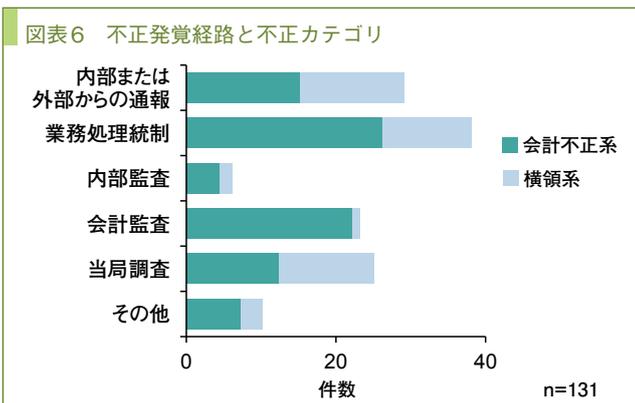
(2) 共謀の状況



48%の不正では、共謀者が存在しました。また、経営者不正においては共謀者が存在する割合は7割近くに上りましたが、経営者不正の場合、不正伝票の入力や不正送金等のため通帳を銀行に持参し手続を行うといったプロセスを経営者自らが実施することは少ないと考えられることから違和感はありません。なお、共謀者が存在する経営者不正の手口の多くは、工事案件の原価付替えによる売上原価操作やコンサルティング費用等の名目による不正な資金支出等でした。一方、共謀なしの経営者不正の手口としては、比較的小規模な会社において取締役が一人で実行した現金等価物の横領や取締役自らが担当している取引における不正行為でした。

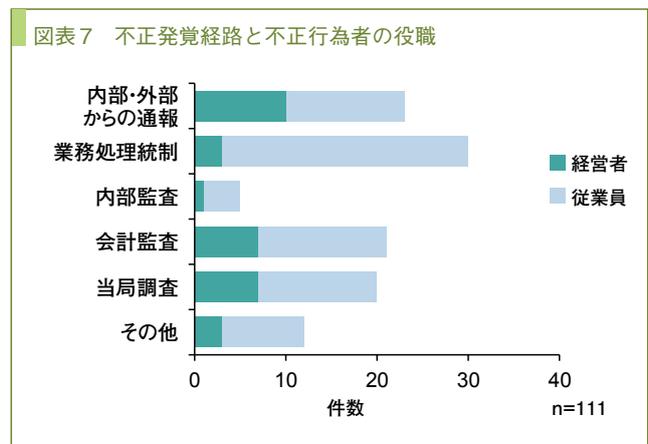
3. 不正の発覚経路

(1) 不正の発覚経路と不正カテゴリ



今回の調査では、不正発覚は業務処理統制によるものが最も多いという結果になりました。過去に実施した調査では、通報制度を契機として発覚したものが最も多いという結果でしたが、これとは異なる結果となりました。理由としては、内部統制報告制度に端を発した内部管理強化の成果が出つつあるというのが一因ではないかと考えられます。業務処理統制による発覚の経緯には、売上債権の滞留調査を契機としている事案が最も多く、さらに仕入・原価計算分析や親会社のモニタリングを契機とした事案も見られました。その他には、人事異動や主体的関与者の体調不良による長期休暇といった業務担当者の交代を契機に発覚した事案も見られました。このような人事ローテーションを契機に不正が発覚したという、前担当者が不正をしていたケースを想像されるかも知れませんが、人事ローテーションを契機に発覚した不正には、前担当者による不正ではなく、前担当者と異なる目線で取引を観察したことにより、前担当者が気付かなかった不正が発覚したというケースが多く含まれます。すなわち、新たな上位者がいつもとは異なる観点で取引を見た際に、従来、発覚しなかった不正が発覚したと考えられます。

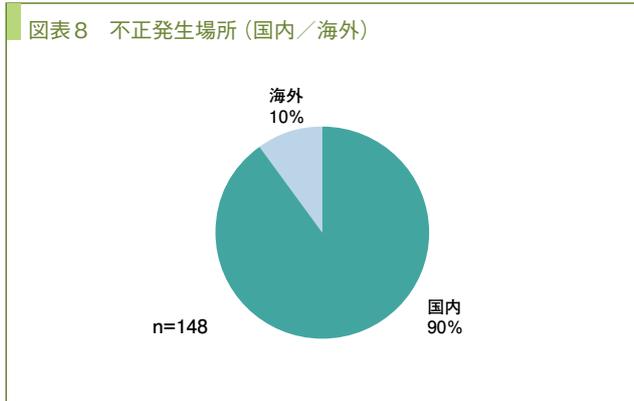
(2) 不正発覚経路と不正行為者の役職



経営者不正については、業務処理統制や内部監査によって発覚した事案は少ないという結果になりました。これは、内部統制は経営者が構築するものであり、経営者が行う不正に対しては有効に機能しにくいためであると考えられますが、公正な市場維持の観点からは極めて悪質な行為といえる経営者不正を行う経営者は、そもそも有効なガバナンスや内部統制を構築していないケースが多く、結果として企業内部から不正行為は発覚しなかったとも考えられます。

4. 海外不正の状況

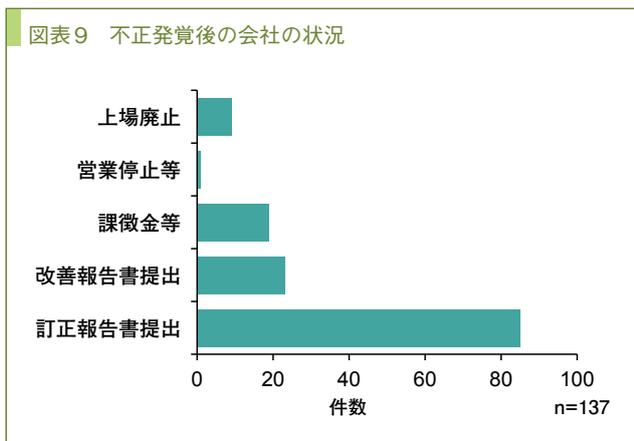
図表8 不正発生場所 (国内/海外)



海外拠点に関係した事案は10%（15件）であり、不正カテゴリは、会計不正系9件、横領系7件（うち、1件は会計不正系かつ横領系の事案）でした。このうち、10件は海外拠点における経営層が関与したものでした。海外不正事案においては、最も多い発覚経路は内部通報、つぎに親会社によるモニタリングによる数値の違和感への気づきであり、現地の業務処理統制機能により発覚したものではありませんでした。海外拠点は、国内拠点とは、言語、商慣習等が異なること、距離的な問題から、国内拠点が海外拠点の不正を発見する難易度は高いといえます。つまり、海外拠点自らが、現地の状況にあった有効な統制機能を持ち、当該統制機能により不正が発覚する状態が望ましいと考えられます。つまり、今後は海外拠点の管理面での自立を推進するとともに、国内拠点としてどのようなサポートができるのかということに注力すべきと考えます。

5. 不正発覚後の会社の状況

図表9 不正発覚後の会社の状況



不正発覚後、上場廃止となった事案は9件あり、全てが会計不正系でした。その手口としては、売上の大半が架空循環取引によるものであった事案、連結処理に係る不正事案、上場廃止回避を目的とした架空増資事案や資金還流を前提とした不正支出事案等が見られました。また、いずれも東証一部以外の会社

であり、かつ経営者が何らかの形で不正に関与していたという特徴があり、これらは本業の企業経営に行き詰まった経営者が自ら巨額の不正を企図したものと思われる。

Ⅲ 今後に向けて

不正により被る損失を最小限に留めるための第一歩は、不正の早期発見にあるといえます。今回の調査により、各企業が注力してきた不正防止体制の成果が見え始めていますが、体制強化は、いまだ道半ばなのではないでしょうか。取引の承認担当者等、不正発見を担う人材は、違和感を看過することなく発見できる運用ができていますでしょうか。チェック体制は、ある程度確立したものの、そこで想定した運用（牽制）ができていないという状況に陥っていないでしょうか。いまだ多くの不正は、業務処理統制により発見されないまま、不正が拡大し、業務処理統制以外により不正が発覚しているのが現実です。今後は、体制強化に加え、想定しているレベルの運用ができていないかの確認、そして改善が、より重要な課題となってくるのではないでしょうか。

日本企業の不正に関する実態調査の冊子をご希望の方は、弊社Webサイト（www.kpmg.com/jp）の資料請求ページからお申込下さい。

お問合せ先

株式会社 KPMG FAS
フォレンジック部門

TEL: 03-5218-6709

E-mail: FAS-Forensic@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG FAS Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and 'cutting through complexity' are registered trademarks or trademarks of KPMG International.